

○厚生労働省告示第百二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
I～V（略）					I～V（略）				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品	名	単	位	材料価格	品	名	単	位	材料価格
001	（略）				001	（略）			
002	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1	g	<u>6,817円</u>	002	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1	g	<u>6,596円</u>
003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1	g	<u>6,800円</u>	003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1	g	<u>6,579円</u>
004	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1	g	<u>6,950円</u>	004	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1	g	<u>6,729円</u>
005	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1	g	<u>6,777円</u>	005	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1	g	<u>6,556円</u>
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1	g	<u>3,077円</u>	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1	g	<u>3,391円</u>
007～009	（略）				007～009	（略）			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1	g	<u>3,781円</u>	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1	g	<u>3,994円</u>
011～069	（略）				011～069	（略）			
VII～IX（略）					VII～IX（略）				